

23 国際第 905 号

関税割当公表第 49 号の 3

平成23年度の「その他の乳製品」の関税割当て（第2次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、「その他の乳製品」の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成23年12月9日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0401.10号で定義される「その他の乳製品」であり、以下の各号に該当する物品

第0401.10号	第0401.20号	第0401.30号
第0403.10号	第0403.90号	第0404.90号
第1806.20号	第1806.90号	第1901.10号
第1901.20号	第1901.90号	第2101.12号
第2101.20号	第2106.10号	第2106.90号

2 割当数量<注> 76.7611 トン

3 通関期限 平成24年3月31日

第2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間 平成23年12月16日（金）から同年12月20日（火）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 関税割当申請者の資格

平成23年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて（平成23年3月11日付け22国際第1059号関税割当公表第49号）第4の1、2又は3の資格による割当てを受けており、平成23年度内に当該割当数量の全量を通関することが確実である者

第5 提出書類、割当基準等

関税割当申請書に添付すべき書類、割当基準、関税割当証明書の発給、その他関係事項に関しては、平成23年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて（平成23年3月11日付け22国際第1059号関税割当公表第49号）による。

<注>本公表による関税割当ては、全乳換算数量により行うものとし、全乳換算数量は、申請物品の乾燥固形分中の全重量のうちに占める以下の左欄の成分の割合に右欄の係数を乗じ、これらを加えて得た数量を申請物品の全重量に乗じて得た数量とする。

成 分	係 数
乳 脂 肪 分	1 5 . 1 2
無脂乳固形分	6 . 5 9